

国土交通大臣  
中野 洋昌 殿

## 要望書

建設産業の担い手の待遇改善と円滑な施工確保に向けて

令和7年2月

自由民主党

公共工事品質確保に関する議員連盟

## 建設産業の担い手の処遇改善と円滑な施工確保 に向けた要望

令和6年1月に発生した能登半島地震、及び9月に奥能登地域を襲った豪雨災害については、建設業界の献身的な対応によって、復旧・復興に向けた取組が着実に進んでいる。建設業者が、「地域の守り手」として我が国に欠かせない存在であるとの認識を改めて確認したい。その建設産業は担い手の確保に苦しんでおり、構造的賃上げによる「成長と分配の好循環」のためにも、担い手の処遇改善をより強力に進める必要がある。

建設業が今後も持続可能な産業であり続けるため、令和6年6月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律を改正したところ、改正法の趣旨を十分に踏まえ、公共工事の品質が将来にわたって確保されるよう、担い手の中長期的な育成及び確保に取り組むとともに、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」をはじめとする今後の公共工事の円滑な施工を確保するため、以下のとおり要望する。

### 一 公共工事設計労務単価・技術者単価の引上げ

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保や処遇改善に向け、労務単価・技術者単価を引き上げること

また、労務単価等の引上げが着実に現場の技能労働者の賃上げにつながり、労務費調査を通じて、次なる労務単価等が上昇する好循環が継続していくよう、請負契約における労務費の確保や賃金の行き渡りに向けた取組を一層推進すること

### 一 国土強靭化の着実な推進

5か年加速化対策後も、国土強靭化について中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組みを進めるため、現行の加速化対策を大きく上回る規模の「国土強靭化実施中

## 期計画」を早急に策定すること

### 一 建設産業の担い手確保の取組の推進

公共工事の品質確保のためには建設産業の担い手確保が不可欠であり、地方部を含め必要かつ十分な規模の公共事業を安定的に確保することが極めて重要である。さらに、昨年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されたことも踏まえ、処遇改善、働き方改革及び生産性向上の取組が急務となっている

このため、「第三次・担い手3法」に盛り込まれた取組を着実に進めるとともに、現場や関係団体における取組実態等も踏まえたICTの活用やDXの推進等による生産性の向上、建設キャリアアップシステムの普及・促進などをはじめとして、関係団体から提出された要望事項（別添参考）を踏まえ、建設産業の担い手確保に向けた施策のより一層の促進・充実に努めること

### 一 公共工事の円滑な施工の確保の徹底

今後の公共事業予算の迅速・着実な執行を図るため、資材価格高騰などの市場実態が反映された諸経費を含む適正な予定価格の設定、スライド条項の適切な設定・運用、ダンピング対策の徹底・強化、適正な工期設定、施工時期の平準化等を強力に推進し、公共工事の円滑な施工確保に万全を期すこと

特に、発注関係事務の適切な実施が困難である市町村などの発注者に対し、支援や強力な働きかけ等を行い、その改善を推進すること

### 一 貸上げ推進に向けた「総合評価落札方式における貸上げを実施する企業に対する加点措置」の適切な運用

「総合評価落札方式における貸上げを実施する企業に対する加点措置」は、貸上げを推進するための環境を整備するも

のであり、従業員及び下請け企業の賃上げ・待遇改善やパートナーシップによる価値創造に意欲のある企業が皆参加し、取り組むことができるよう、関係団体の意見も踏まえ、賃上げ実績の確認は、柔軟に運用すること

令和7年2月5日

自由民主党  
公共工事品質確保に関する議員連盟

## 参考

### 公共工事品質確保に関する議員連盟総会 (第十九回) における関係団体要望

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 全国建設産業団体連合会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(一社) 建設コンサルタンツ協会
- ・(一社) 全国測量設計業協会連合会
- ・(一社) 全国地質調査業協会連合会
- ・コンサルティングエンジニア連盟
- ・(一社) 日本道路建設業協会
- ・(一社) 日本橋梁建設協会
- ・(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・全国建設労働組合総連合
- ・全国ビルメンテナンス政治連盟

# **建設技能者の処遇改善の推進と 建設業の当面の重要課題に関する要望**

令和7年1月31日

一般社団法人 日本建設業連合会

建設産業は、国土の守り手として大きな役割を担うとともに、基幹産業として経済・社会の発展を支えています。

豊かな国民生活の実現や防災・減災、国土強靭化による国民の安全・安心の確保のためには、公共工事の円滑な施工確保とともに、その担い手となる建設技能者の処遇改善、中長期的な育成及び確保を図ることが重要です。

昨年の通常国会では、担い手確保、生産性向上、地域における対応力強化等を目的とした品確法、建設業法等第三次・担い手3法を成立していただき、改めて、深く感謝申し上げます。

今後、昨年12月に成立した令和6年度補正予算において計上された最終5年目となる「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に進め、国民の安全・安心を確保するとともに、防災・減災、国土強靭化対策とインフラ老朽化対策等をより一層、計画的かつ強力に推進していくためには、「国土強靭化実施中期計画」の5か年加速化対策を大幅に上回る予算の確保と年度内の早期策定が必要となります。

引き続き上昇基調にある資材価格への対応、賃上げへの取組みや、昨年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用、同規制の適用に伴う物流業界、協力業者を含めた多様なステークホルダーの施工環境の変化など、建設業の直面する重要かつ喫緊の課題への対応も必要となります。

日建連といたしましては、建設業の中核を担う総合建設業としての責務を果たすべく、十分な施工余力の下、迅速かつ円滑な施工を行える体制の確保に引き続き全力で取り組んでまいりますが、以下の点について、要望いたします。

## (要望項目)

1. 建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ）
2. 防災・減災、国土強靭化を計画的かつ強力に推進するため、労務・資材価格の上昇などを踏まえた「国土強靭化実施中期計画」の5か年加速化対策を大幅に上回る予算の確保と年度内の早期策定
3. 適正な工期設定、週休二日（土日閉所）の実現など時間外労働削減に向けた取組みへの支援
4. 労務・資材価格の上昇に伴う価格の転嫁等への支援
5. 改正建設業法に基づく請負契約の適正化など第三次・扱い手3法の適切な施行
6. 建設キャリアアップシステムのさらなる普及・促進
7. DXなど技術開発の推進・新技術活用への支援
8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の早期の見直し

## (具体的な要望内容)

### 1. 建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ）

建設産業は他産業に比べ技能者の高齢化が著しいことから、公共工事のさらなる品質確保のためにも、将来の担い手確保に万全を期すことが重要です。

建設投資は、堅調に推移しているものの、建設企業は、資材価格の上昇等により利益を圧迫されており、賃金引上げを含めた建設技能者の処遇改善にブレーキがかかることが懸念されますが、そのような一時的な事象に左右されることなく、処遇改善の取り組みを継続的に進めていく必要があります。

日建連といたしましても、「労務費見積り尊重宣言（平成30年9月18日決定）」により、下請からの労務費の見積もりを確認の上、尊重する取り組みを進めています。

昨年11月の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」においては、3本柱の一つとして、「現在・将来の賃金・所得を増やす」ことが掲げられており、経団連をはじめとする経済界でも継続的な賃上げが大きなテーマとなっております。技能者の処遇改善のためには、継続的な公共工事設計労務単価の大幅な引き上げは必須であり、是非ともお願い申し上げます。

### 2. 防災・減災、国土強靭化を計画的かつ強力に推進するため、労務・資材価格の上昇などを踏まえた「国土強靭化実施中期計画」の5か年加速化対策を大幅に上回る予算の確保と年度内の早期策定

我が国は、度重なる地震をはじめ、切迫する巨大地震や激甚化・頻発化する風水害など、自然災害の脅威にさらされており、防災・減災、国土強靭化の取組みをはじめとする社会資本整備を着実に進める必要があります。一方、労務・資材価格の上昇などにより、ここ数年、公共事業関係予

算は実質目減りしてきており、必要な事業量を確保し、防災・減災、国土強靭化の加速化、深化等を図るため、「国土強靭化実施中期計画」の5か年加速化対策を大幅に上回る必要かつ十分な予算(例えば、5年25兆円の事業規模)の確保と年度内の早期策定について、格別のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

### **3. 適正な工期設定、週休二日（土日閉所）の実現など時間外労働削減に向けた取組みへの支援**

時間外労働を削減するためには、受注者側の意識改革、社内業務量の平準化や生産性向上施策等の取組みを進めることは勿論ですが、発注者のご理解とご協力が不可欠です。

公共工事の発注者におかれましては、引き続き、適正な工期設定、週休二日（土日閉所）の実現、現場業務の効率化、発注時期の平準化等へのご支援をお願いするとともに、特に、

- ① 時間外労働の上限規制を踏まえた適正な工期の確保
- ② 必要となる労務費等の請負代金への適切な反映
- ③ 工事書類の削減・簡素化（ASPの活用や様式統一等）

等へのより一層のご支援をお願い申し上げます。

また、国において、民間発注者に対しても、時間外労働上限規制適用に伴う働き方改革への取組、特に、

- ① 日建連の「適正工期確保宣言」に基づく取組
- ② 「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期の確保
- ③ 設計図書の変更や災害、不可抗力等に起因する場合の工期延伸を含めた契約内容の見直しに関する柔軟な協議
- ④ 工事書類の削減・簡素化

等への理解を促す措置をとっていただきますようお願い申し上げます。

### **4. 労務・資材価格の上昇に伴う価格の転嫁等への支援**

労務・資材価格の上昇については、会員各社が発注者に現状を丁寧に説

明し、価格の上昇分を適切に転嫁した適正な請負代金と工期での契約についてご理解をいただけるよう努めているところです。

公共工事の発注者におかれては、スライド条項の適用や最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定に理解が広がっており、引き続き、的確かつ円滑なスライド条項の適用等をお願い申し上げるとともに、国において、地方公共団体等へのご指導をお願い申し上げます。

一方、民間発注者においては、理解が進みつつあるものの、依然として、予算や事業計画の枠組みが決定していることなどから価格転嫁等に応じていただけない厳しい対応が多いため、今般施行された建設業法に基づく新たな価格転嫁円滑化ルールに則り協議を行うこと等について、国において強力なご指導をお願い申し上げます。

## 5. 改正建設業法に基づく請負契約の適正化など第三次・担い手3法の適切な施行

第三次・担い手3法が成立し、請負契約の透明化が図られ、建設技能者の処遇改善、資材価格上昇に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上の加速化への期待が高まっています。

日建連としても、建設生産システム全体で適切なリスク分担がなされるよう、新しいルールに基づき、契約の適正化に努めてまいりますが、国においても、請負代金の変更方法の具体化など標準請負契約約款の改正を早期に行っていただきますとともに、民間発注者をはじめとした各発注者等への改正内容の周知や必要な支援、建設Gメンを活用しての発注者等へのご指導等をいただくようお願い申し上げます。

## 6. 建設キャリアアップシステムのさらなる普及・促進

工事の担い手確保のためには、公共工事設計労務単価の引き上げによる賃金水準の引き上げは勿論のこと、建設技能者の週休二日の推進などによる働き方改革や退職金の適正な支給、社会保険への確実な加入など、

総合的な処遇改善が必要です。

処遇改善の基本的なインフラである建設キャリアアップシステム(CCUS)については、技能者登録数は150万人を超え着実に増加しているものの、就業履歴数は、このまま推移すれば、昨年に引き続き国土交通省が設定した目標の達成が困難な状況にあります。

このような状況の中、同省が昨年7月に新たに「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」を決定し、「あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施」を目標としたことを踏まえ、国において同計画に基づく施策を積極的に推進していただきますようお願い申し上げます。特に、公共工事とりわけ直轄工事のCCUS義務化を強力に推進していただきますとともに、他の公共工事の発注者及び民間発注者に対し、CCUSの更なる普及・活用への強力なご指導をお願い申し上げます。

また、今秋から建設業退職金共済制度(建退共)の電子ポイントとCCUSの就業履歴のデータが自動連携されることを踏まえ、CCUSとともに建退共の電子申請も推進していただきますようお願い申し上げます。

## 7. DXなど技術開発の推進・新技術活用への支援

働き方改革や将来の担い手不足を勘案すると、建設業においても、デジタル技術の普及・拡大によるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を進め、現場における生産性向上を進めることが重要となります。

建設現場をオートメーション化して省人化を図る「i-Construction2.0」を中心としてインフラ分野のDXの取組みを推進するため、建設現場において省人化に資する新技術の開発・実装するための十分な予算を確保するとともに、新技術・新工法の現場実装を促す新たな仕組みの構築をお願い申し上げます。

また、建設事業者(受注者と協力業者)が一体となって建築プロジェクトの現場のBIM導入・活用を促進する「建築GX・DX推進事業」につきまして、継続的なご支援をお願い申し上げます。

## 8. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の早期の見直し

賃上げを促進する政策は引き続き推進すべきであります。

一方で、建設業は、円安や労務・資材価格の上昇等により厳しい経営状況にあり、各社がそれぞれの経営判断のもと賃上げに努力すべきであると考えております。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、公共工事受注を目的として毎年一定比率以上の賃上げを求めるものであり、これを継続することは負担が大きいことから、早期に見直しを検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上

## 公共工事に関する地域建設業からの要望

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則

地域建設業は、地域の社会資本整備や維持管理のみならず、災害発生（東日本大震災や能登半島地震、頻発する豪雨・豪雪灾害、さらに近い将来に発生することが懸念される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等）時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」（参考1）であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

しかしながら、近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共投資の横ばいが続き、実質投資額が減少（参考2）している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような事業計画が必要不可欠となります。

さらに、建設業における時間外労働規制や週休二日等の働き方改革に取り組む中、地域建設業では、若年層の入職等、将来に向けた担い手の確保・育成、そのための賃上げ等（参考3）の処遇改善が喫緊の課題となっています。

このため、下記の事項（令和6年度 全国建設業協会要望（参考4）より抜粋し、一部時点修正）の実現について、政治のリーダーシップによる一層のお力添えと国による指導の徹底を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. 技能者の賃上げに必要な公共工事設計労務単価の更なる引上げを行うこと。  
また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うこと。
2. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準及び最低制限価格の上限枠（0.92）、一般管理費の算入率（0.68）の引上げ、計算式の見直しを行うこと。  
デフレを前提として長年見直しが行われていない少額随契の上限額（地方自治法施行令）を見直すこと。
3. 改正国土強靭化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の五年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むこと。
4. 公共事業費を含む来年度予算について、早期成立及び早期執行を図ること。  
また、令和6年度補正予算についても、早期執行を図ること。  
活力ある地方創生のため、公共事業予算を地方に重点配分すること。

## 「地域の守り手」として地域防災を担う建設業の活動

### <令和6年1月能登半島地震に係る地域建設業の対応>



輪島市門前町二又川地内 道路啓開



輪島市三井町地内 道路啓開



輪島市町野町金蔵地内 道路啓開



輪島市門前町平地内 道路啓開



輪島市三井町地内 道路啓開



鳳珠郡穴水町川尻地内 道路啓開

### <令和6年9月能登豪雨災害に係る地域建設業の対応>



輪島市門前町地内 道路啓開



輪島市門前町地内 道路啓開



輪島市二ツ屋町地内 流木等除去

### <令和6年7月秋田・山形豪雨災害に係る災害対応>



国道47号舟形町 矢板打設、盛土



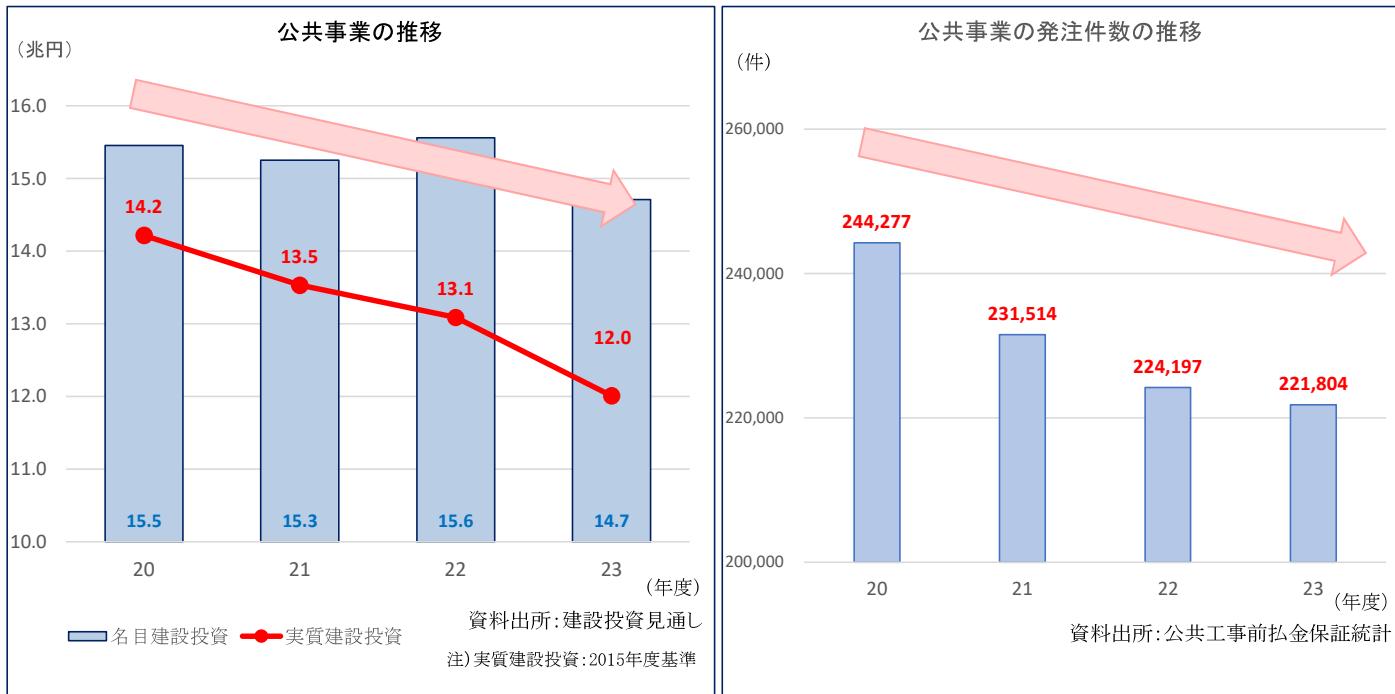
国道47号戸沢村 被災構造物撤去

資料出所：東北地方整備局

栃木県内豚熱発生に係る掘削、埋却、  
埋め戻し、消石灰の散布

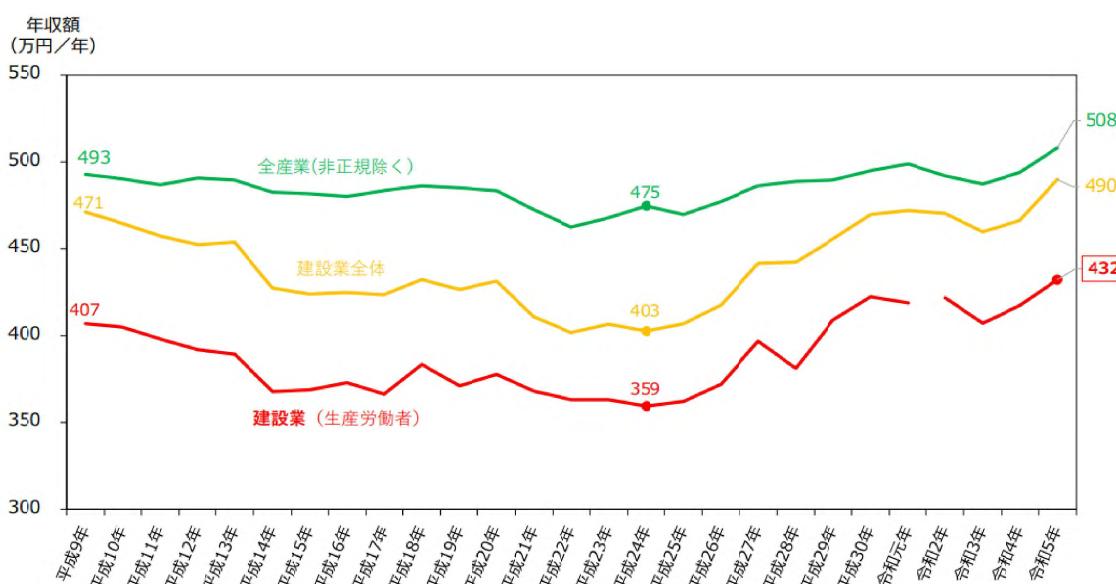
## 公共事業は実質減少

公共事業による**実質建設投資額**、**発注件数**は**減少傾向**である。



建設業従事者の賃金は、他産業と比べて依然として低い

### 賃金の推移(建設業と他産業との比較)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

\* 年収額 = 所定内給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

・全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月労働統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。

・建設業全体は、賃金構造基本統計調査の「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」の各区分の賃金(R2以降は「建設・探査従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者」と「建設・探査従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者以外」の各区分の賃金)を、労働者数(労働力調査)にて加重平均して推計。

・建設業(生産労働者)のR2以降は、建設業の「建設・探査従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

令和6年11月19日

# 令和6年度 全国建設業協会要望

(国土強靭化・社会资本整備を着実に推進し、地域建設業  
がその社会的使命をこれからも果たしていくために)

一般社団法人 全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続いている、実質投資額が減少している中で、資機材価格の高騰や人件費上昇の影響等によって、地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

また今年も、能登半島を襲った地震・豪雨の二重災害や日向灘地震など、地震、豪雨、台風等による大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靭化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、安定的・継続的な公共事業量の確保と、将来に向けた経営の見通しが立つような長期的な事業計画が必要不可欠となります。

なお、一部で建設業界に施工余力が乏しいと主張する声があると聞きますが、全くの誤解であり、むしろ実質事業量の減少に苦しんでいる状況です。

本会では、新3K(給与、休暇、希望) + K(かっこいい) の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「2+360(ツープラスサンロクマル)運動」、「適正工期見積り運動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開しているほか、技能者の5%を十分に上回る賃上げ、ICTの活用、DXの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、これらはいずれも、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年10月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、下記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

## 記

1. 強靭な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進するため、令和7年度予算において、資機材価格の高騰や人件費の上昇を踏まえた、今年度を大きく上回る公共事業関係費を確保すること。

また、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靭化を着実に進めるため、公共事業関係費を含む今年度補正予算については、昨年度以上の十分な事業量を確保すること。

活力ある地方創生のため、地方に公共事業予算を重点配分すること。

2. 改正国土強靭化基本法により新たに義務付けられた実施中期計画を一刻も早く策定し、遅くとも令和7年度当初からスタートさせること。

併せて同計画については、資機材価格の高騰や人件費の上昇及び災害の激甚化・頻発化を踏まえ、現行の五か年加速化対策を大幅に上回る事業量（例えば、5年25兆円）を盛り込むこと。

なお、国土強靭化事業については、補正予算のみならず、令和7年度当初予算においても別枠で確保すること。

3. 資機材価格の高騰による地域建設業の経営の悪化を防ぐため、公共工事において、直近の実勢価格を予定価格に適切に反映すること。契約後の資機材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図ること。また、これらについて、地方公共団体への徹底を図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

スライド条項については、手続の簡素化、1%又は1.5%の受注者負担の軽減を図ること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行うこと。

4. 入札制度のデフレ構造を抜本的に改善し、労務費等のダンピングを防止するため、予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格への上乗せ等）を図るとともに、低入札価格調査基準

及び最低制限価格の上限枠（0.92）、一般管理費等の算入率（0.68）の引上げ、計算式の見直しなどの強化に取り組むこと。

デフレを前提として長年見直しが行われていない、少額随契の上限額（地方自治法施行令）、ランク別の発注標準を見直すこと。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運用に関する指針」を、全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

PFIが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むPFI事業の発注についても、同法を準用して、公共工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。

能登半島において、速やかに復興係数等の被災地特例を実施するとともに、東日本大震災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

5. 本年4月に始まった時間外労働の上限規制を踏まえ、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化、用地取得や関係機関協議の調った後での精度の高い設計に基づく発注等に取り組むこと。

週休二日制工事の拡充・普及促進を図るとともに、休日が増えても労働者の減収とならないよう、設計労務単価の抜本的な見直し（例えば、月給制前提の制度化等）や補正係数の引上げ等を行うこと。

週休二日制を基本としつつ、積雪寒冷地など工事に適さない期間がある地域等での多様な働き方を可能とする変形労働時間制の見直しを検討すること。

「地球沸騰化」による夏場の過酷な屋外作業の現状に鑑み、実態に即して作業効率の低下を踏まえた歩掛の見直し、熱中症対策費の計上、W B G T 値に基づく休憩・休止の増加による工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、（1日8時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した「工期に関する基準」について、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して周知徹底するとともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、工事書類の更なる簡素化及び公共発注機関間における書式の標準化・統一化を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

6. 技能者の賃上げに必要な設計労務単価の更なる引上げを行うこと。この場合、全国統一の設計労務単価による地域間格差の解消を念頭に入れつつ、調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な現場管理費及び一般管理費の引上げを行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、目的がある程度達成した時点で廃止するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

7. 建設キャリアアップシステムについては、同システムによる技能者の待遇改善が実効性のあるものとなるよう、カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、カードタッチと建退共ポイントの連動、多能工の位置づけの明確化等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

8. 全国の現場での生産性向上を図るため、中小建設企業へのＩＣＴ施工の普及とＢＩＭ／ＣＩＭの拡大に向けて、中小規模のＩＣＴ活用工事における積算基準の見直しやＩＣＴ活用工事の手引きの作成、講習会の開催、設備投資への助成等を行うとともに、コンクリート構造物のプレキャスト化を推進すること。

また、遠隔臨場による監督・検査や受発注者間のＡＳＰ方式による現場情報共有、書類の標準化・簡素化等、更なるＤＸ化を通じた施工管理の効率化に公共発注機関全体で取り組むこと。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れるこ

と。

さらに、建退共システムについて、建設キャリアアップシステムとのポイント連動のためにも、その電子申請化を推進すること。

9. 災害時の応急復旧活動中に発生した労働災害について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、災害協定等での補償

による救済措置を検討すること。さらに、その発生により入札や保険掛金等のデメリットが生じることのないようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による請負代金額の1%負担を撤廃すること。

災害復旧工事の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくなる他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて待機した現場従事者の労務費について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する仕組を検討すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。

また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な

指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

10. 「地域の守り手」である地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かっこいい）活躍が広く国民に周知されるよう、国土交通省のテックフォース広報班が自省職員のみならず、地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広報する、災害協定において、発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、社会資本整備や災害対応等の地域建設業の役割の周知が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、様々な広報戦略を検討すること。

11. 地域建設業への若手技術者等の入職を促進するため、高校等の建築・土木系学科の維持・拡充、普通科における就職支援コースの導入等に、産学官の連携により取り組むこと。

女性の入職・定着を図るため、女性がより一層働きやすい現場環境の整備（水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及

び必要な経費を積算へ反映すること。

また、外国人労働者の確保・定着のため、各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能2号への移行をさらに円滑にすること。

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 一般社団法人 全国建設業協会  | 会長 今 井 雅 則 |
| 一般社団法人 北海道建設業協会 | 会長 岩 田 圭 剛 |
| 一般社団法人 青森県建設業協会 | 会長 鹿 内 雄 二 |
| 一般社団法人 岩手県建設業協会 | 会長 向井田 岳   |
| 一般社団法人 宮城県建設業協会 | 会長 千 葉 嘉 春 |
| 一般社団法人 秋田県建設業協会 | 会長 北 林 一 成 |
| 一般社団法人 山形県建設業協会 | 会長 太 田 政 往 |
| 一般社団法人 福島県建設業協会 | 会長 長谷川 浩 一 |
| 一般社団法人 茨城県建設業協会 | 会長 石 津 健 光 |
| 一般社団法人 栃木県建設業協会 | 会長 谷 黒 克 守 |
| 一般社団法人 群馬県建設業協会 | 会長 青 柳 剛   |
| 一般社団法人 埼玉県建設業協会 | 会長 小 川 貢三郎 |
| 一般社団法人 千葉県建設業協会 | 会長 石 井 良 典 |

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 一般社団法人 東京建設業協会   | 会長 乗 京 正 弘  |
| 一般社団法人 神奈川県建設業協会 | 会長 渡 邊 一 郎  |
| 一般社団法人 山梨県建設業協会  | 会長 浅 野 正 一  |
| 一般社団法人 新潟県建設業協会  | 会長 福 田 勝 之  |
| 一般社団法人 長野県建設業協会  | 会長 木 下 修    |
| 一般社団法人 岐阜県建設業協会  | 会長 各 務 剛 児  |
| 一般社団法人 静岡県建設業協会  | 会長 石 井 源 一  |
| 一般社団法人 愛知県建設業協会  | 会長 高 柳 充 広  |
| 一般社団法人 三重県建設業協会  | 会長 竹 上 龜代 司 |
| 一般社団法人 富山県建設業協会  | 会長 竹 内 茂    |
| 一般社団法人 石川県建設業協会  | 会長 鶴 山 庄 市  |
| 一般社団法人 福井県建設業協会  | 会長 山 本 厚    |
| 一般社団法人 滋賀県建設業協会  | 会長 奥 田 克 実  |
| 一般社団法人 京都府建設業協会  | 会長 小 崎 学    |
| 一般社団法人 大阪建設業協会   | 会長 錢 高 久 善  |
| 一般社団法人 兵庫県建設業協会  | 会長 三 木 健 義  |
| 一般社団法人 奈良県建設業協会  | 会長 山 辺 元 康  |
| 一般社団法人 和歌山県建設業協会 | 会長 中 井 賢 次  |
| 一般社団法人 鳥取県建設業協会  | 会長 山 根 敏 樹  |
| 一般社団法人 島根県建設業協会  | 会長 平 塚 智 朗  |
| 一般社団法人 岡山県建設業協会  | 会長 荒 木 雷 太  |

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 一般社団法人 広島県建設工業協会 | 会長 檜 山 典 英                 |
| 一般社団法人 山口県建設業協会  | 会長 中 村 高 志                 |
| 一般社団法人 香川県建設業協会  | 会長 森 田 紘 一                 |
| 一般社団法人 徳島県建設業協会  | 会長 西 村 裕                   |
| 一般社団法人 愛媛県建設業協会  | 会長 浅 田 春 雄                 |
| 一般社団法人 高知県建設業協会  | 会長 國 藤 浩 史                 |
| 一般社団法人 福岡県建設業協会  | 会長 松 山 孝 義                 |
| 一般社団法人 佐賀県建設業協会  | 会長 松 尾 哲 吾                 |
| 一般社団法人 長崎県建設業協会  | 会長 根 <small>ハシ</small> 眞 悟 |
| 一般社団法人 熊本県建設業協会  | 会長 前 川 浩 志                 |
| 一般社団法人 大分県建設業協会  | 会長 友 岡 孝 幸                 |
| 一般社団法人 宮崎県建設業協会  | 会長 藤 元 建 二                 |
| 一般社団法人 鹿児島県建設業協会 | 会長 藤 田 護                   |
| 一般社団法人 沖縄県建設業協会  | 会長 津 波 達 也                 |

# 要　　望　　書

令和 7 年 1 月 31 日

一般社団法人 全国中小建設業協会

# 公共工事の適正価格での発注に関する要望

平素より当協会の活動に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設産業は、国土の守り手として大きな役割を担うとともに、重要な産業として経済・社会の発展に寄与しております。最近は温暖化の影響による自然災害が各地で多発しております。全国には災害に対し脆弱な地域が多数あります。国民の安全と安心の確保のためにも、公共事業費の安定的・持続的な確保により防災・減災、国土強靭化対策を着実に進め、少しでも脆弱な地域を解消することが重要であります。

中小建設業界は、災害時には地域において先頭に立って住民の命と暮らしを守るとともに、また、地域における主要産業として雇用を守る「社会に貢献する力強い地場産業」として役割を果たして行くことができるよう、公共事業費の大幅な確保により、建設技能者の待遇改善・担い手不足の確保が可能となるよう以下の項目について要望いたします。

## 記

### 1. 公共工事設計労務単価の引上げ

中小建設業界は、地方公共団体発注の公共事業への依存度が極めて高く、安定経営を営んでいる企業はごく僅かで、経営状況は非常に厳しいものがあります。地方公共団体の多くは、国の公共工事設計労務単価を参照しており、その動向が中小

建設業界に大きく影響を与えます。今後も地域に密着した中小建設業界が安定経営を営むことが可能となり、建設技能者の処遇改善が適切に行えるよう公共工事設計労務単価の更なる引上げを要望します。

## 2. 入札契約の環境改善に向けた整備について

中小建設業界は、地方公共団体発注工事を中心に受注しております。現在、適正な価格での受注ができていない状況です。予定価格より1割から2割削減されての受注となり、企業として経営が非常に厳しいものとなっております。そのため適正な利潤がなく将来に向かって不安を抱えたままの企業経営となり、積極的に従業員の処遇改善、担い手不足に取り組むことができません。このためにも入札契約の環境改善に向けた対応を要望します。

## 3. 最低制限価格の引上げ

地方公共団体発注工事における応札額は最低制限価格に集中しており、応札額は中小建設業者の経営に直接関係するとともに、事業継続にも関係しますので、最低制限価格率を95%以上への引上げを要望します。

## 4. 予定価格の上限拘束性の廃止について

近年の資材高騰により予定価格の積算に使用する資材単価、労務単価は市場価格と大きく乖離していることから市場単価

を適切に反映した積算をお願いするとともに、予定価格以上でも落札できる入札契約制度の検討をお願いします。

また、入札の不調不落になった場合、予定価格にとらわれない上限拘束性の廃止を要望します。

## 5. 一般管理費率の更なる引上げ

令和4年4月から低入札価格調査基準の計算式が改正され、一般管理費率が0.68へ引き上げられました。このことにより、中小建設業界は経営の環境整備が僅かですが進みました。

今後とも経済情勢の変化や市場価格を的確に反映した適正な予定価格となることを強く希望し、担い手確保、従業員の待遇改善等を取組みながら、適正な利潤が得られるよう更なる率の引上げを要望します。

以上

# 要 望 書

令和7年1月31日

一般社団法人 全国建設産業団体連合会

## 公共工事の円滑な施工確保並びに 公共工事設計労務単価についての要望事項

平素から本連合会の活動に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の確実な執行を含めた社会資本整備の着実な推進のため、安定した公共事業予算の確保についてご尽力を賜っており、心から感謝申し上げます。

我が国の建設産業は、社会資本整備、防災・減災、国土強靭化の担い手として、国民生活の向上、国民経済の健全な発展、公共の福祉の確保、さらに地域の危機管理体制に欠かすことのできない基幹産業であります。

一方、我が国の少子・高齢化は急速に進展しており、建設産業の担い手の確保、働き方改革の推進による建設技術者・技能労働者の処遇改善、DXの推進や新技術の採用など生産性向上が喫緊の課題であり、引き続き進めて行く必要があります。

つきましては、地域の建設産業が持続可能な産業として経営基盤の安定・強化を図っていくことが重要であり、将来の担い手確保・育成・定着に向け引き続き取り組むため、以下の事項について要望します。

1. 公共工事の配分・発注にあたっては、地域間格差の是正も考慮し、社会资本整備の遅れている地方に重点配分し、地域の建設企業が持続可能となるよう十分な受注機会の確保を図ること
2. 公共工事設計労務単価は12年連続で上昇しているが、依然として建設技能者の年収は他産業と比較すると低い状況にある。現行の労務費調査手法について、政策単価を勘案するなど熟練技能者が相応に評価されるよう環境整備が図られるよう、抜本的な見直しを図ること
3. 適正な工期の設定及び変更と発注・施工の平準化、納期の分散化を一層図るとともに、猛暑日の増加も踏まえ、実稼働時間の減少と工期延伸に伴う施工歩掛、機械損料、共通仮設費等や一般管理費などの諸経費の見直しを図ること

4. 建設DX等の円滑な導入を進めるため、中小建設企業向けのICT技術に精通した人材の育成、機材調達の助成などの支援措置を図ること

5. 国などの補助金の対象となっている施設等の民間発注者に対し、第三次・担い手3法及び工期設定に関する基準に基づいた適正工期について周知徹底を図ること

令和7年1月31日

一般社団法人全国建設産業団体連合会

会長 石津 健光

# 要　　望　　書

一般社団法人 建設産業専門団体連合会  
令和 7 年 1 月 31 日

日本国内は、若年層の減少により担い手確保の競争が激化しております。建設業界は担い手確保競争において劣勢の立場にあり、特に、現場を最前線で施工する各種専門工事業はその兆候が顕著となっております。社会資本の整備、災害からの復旧・復興及び国民の住環境の整備において、各種専門工事業の技術の継承は将来に向けて必要不可欠であり、担い手になる若者が希望を持って入職しようと思える建設産業への環境整備が急務です。こうした状況を踏まえ、技能労働者の賃金の向上、完全週休二日の確保等の処遇改善を喫緊の課題として、行政及び元請企業団体とともに当会傘下会員団体を含む建設産業全体でその対応に取り組んでいるところです。

つきましては、業界内の処遇改善等が推進され、担い手たる若者に選ばれる産業となれるよう、公共工事のみならず民間工事においても、円滑かつ適正な建設請負契約の実施を運用していただくよう、以下ご要望申し上げます。

## 要 望 事 項

1. 技能労働者の賃金アップに取組んでいる中、令和7年度の公共工事設計労務単価の設定にあたって、各職種における技能労働者の賃金の低下につながらないよう公共工事設計労務単価の引き上げにご配慮をお願いします。
2. 若者の就職先選考には、週休二日は不可欠の条件となっています。事業の執行にあたりましては、工事現場の完全週休2閉所を導入し、適正な工期の設定と施工時期の平準化に配慮しつつ、迅速に発注されるようお願いします。
3. 現在、建設業審議会で検討されている「標準労務費」を基準として見積られる労務費相当分が減額されることなく各層下請の労働者に流れるよう徹底とともに、各社に必要となる義務的経費等の管理経費が確保されるよう、適正な請負契約の在り方について措置・指導をお願いします。
4. 建設業の担い手確保施策の柱としている建設キャリアアップシステムを、すべての工事現場で稼働させるよう、品確法に位置付ける規定のご検討をお願いします。
5. 中小零細企業では、従事した職人に離職時の手当（退職金）を支給する財力の無い企業が多く存在するため、建設業退職金共済制度への加入を推奨し、その掛け金を義務的経費として位置づけ、減額対象としないよう措置願います。

令和7年1月吉日

公共工事品質確保に関する議員連盟  
幹事長 佐藤信秋様

**業務量の安定的な確保 及び  
設計業務委託等技術者単価の引き上げ等  
についての要望書**

一般社団法人 建設コンサルタント協会 会長 中村哲己  
一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 会長 藤本祐二  
一般社団法人 全国地質調査業協会連合会 会長 田中 誠

# 業務量の安定的な確保 及び設計業務委託等技術者単価の引き上げ等についての要望書

平素は社会資本の計画的な整備・管理にご尽力され、令和6年度補正予算の成立、並びに、建設コンサルタント業・測量業・地質調査業等、建設関連業の健全な発展に多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。日本経済は、物価の高騰により依然として厳しい状況にあります。令和6年能登半島地震・豪雨災害にも見られるように災害が激甚化・多発化する中、国民生活の安全安心を確保し、国土や経済の基盤をささえる公共投資は最も効果的で、国土強靭化対策を着実に推進していく必要があります。

私どもといたしましては、引き続き、社会資本の整備及び維持管理の計画的かつ持続的な推進に貢献してまいる所存です。そのために、就業環境の改善に取り組むとともに、担い手の確保・育成を推進する必要があります。

以上を踏まえ、次の事項について要望いたします。

## ■ 国土や経済の基盤をささえる公共投資の推進に向けて

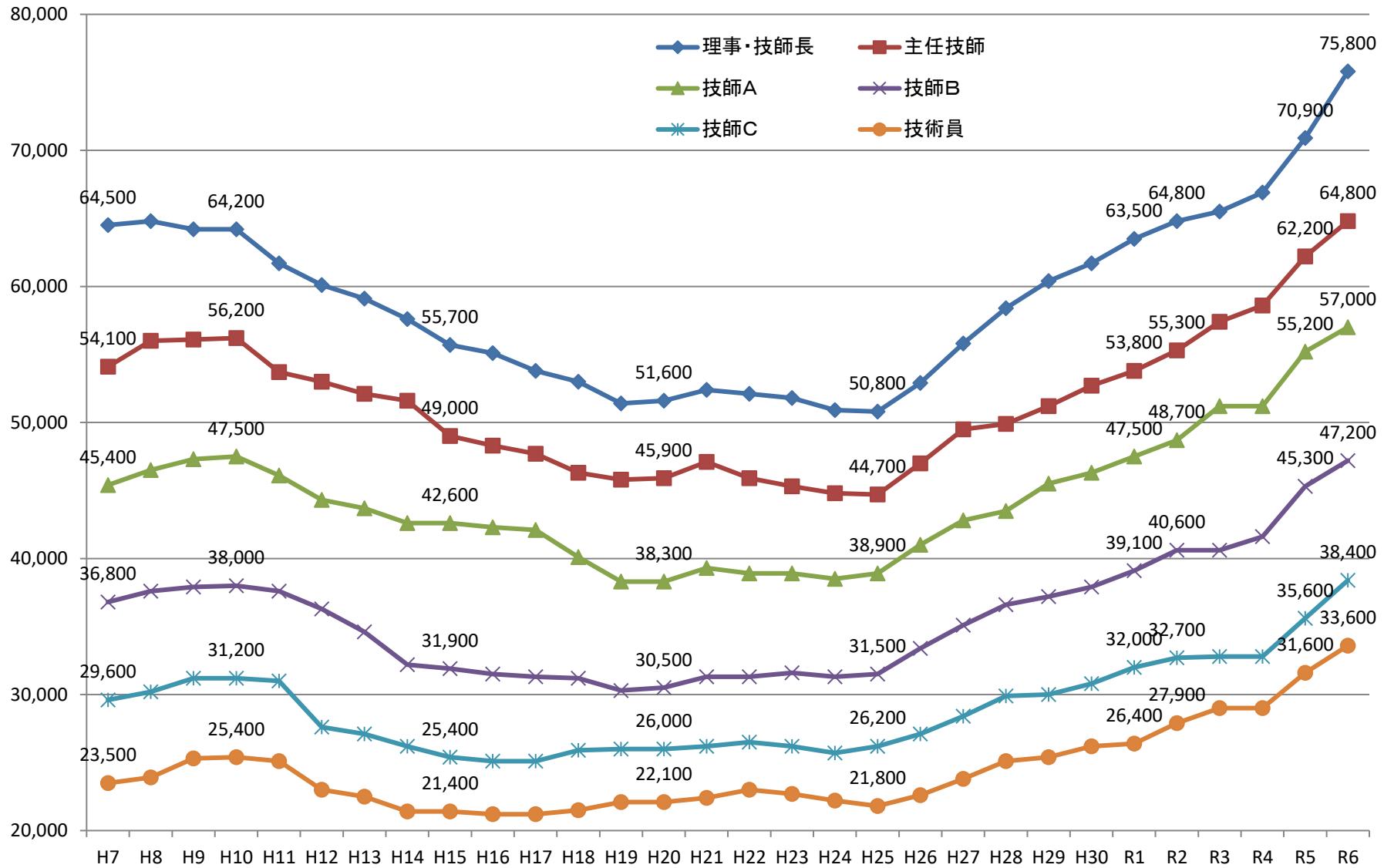
1. 国土強靭化等公共事業を大型経済対策の一つの柱として位置づける
2. 国土強靭化実施中期計画の期間、施策の内容、規模の明確化と充実を図る
3. 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の着実な推進と  
令和7年度公共事業当初予算の大幅確保を図る
4. 中長期計画に基づき設計ストックを安定的に確保する
5. 災害復旧において国と地方が連携した全国的な支援・協力の取組みの充実を図る

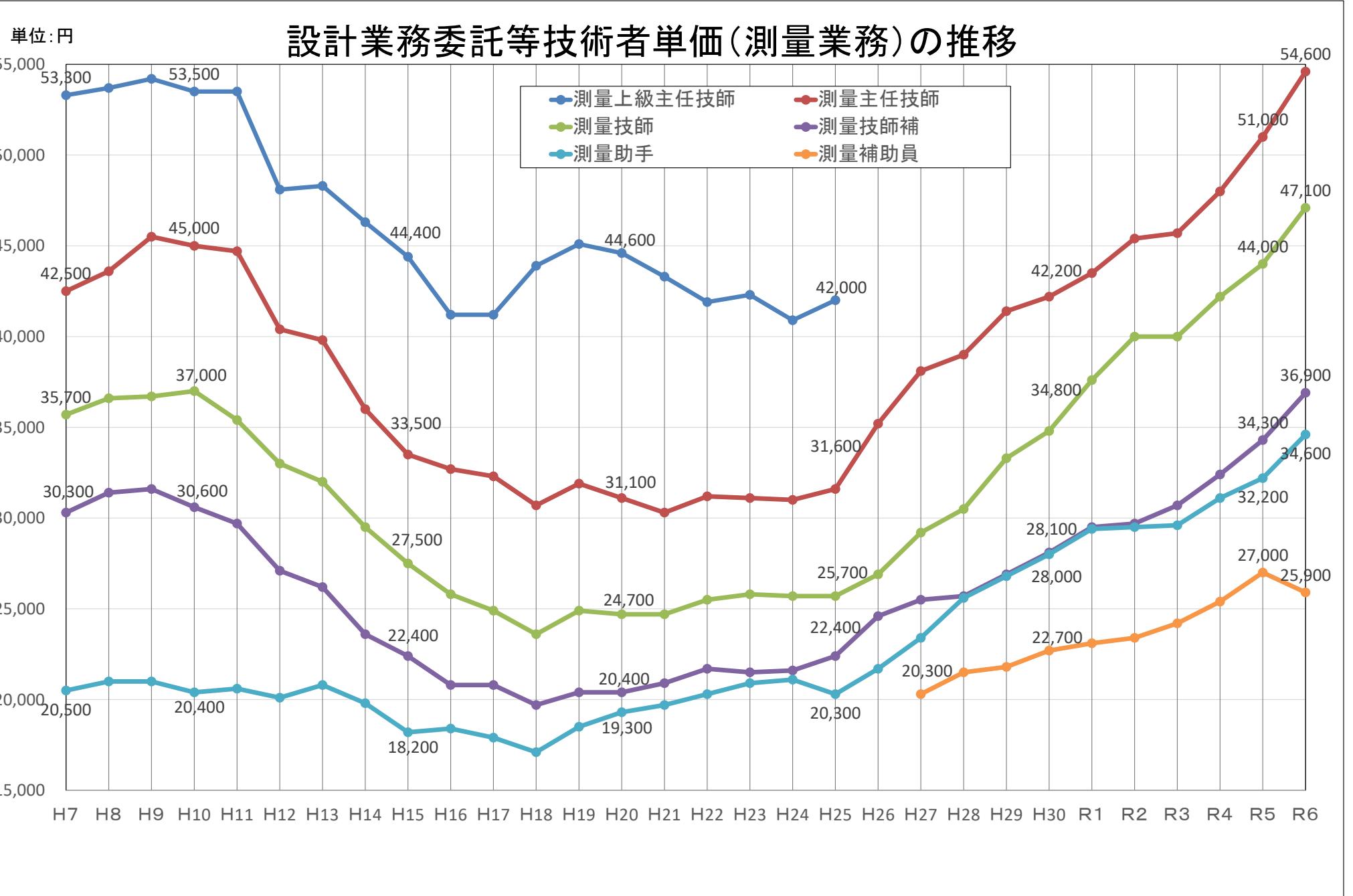
## ■ 魅力ある産業形成、担い手の確保・育成に向けて

6. 業務発注にあたり技術力による選定を推進する
7. 設計業務委託等技術者単価を更に引き上げる
8. 働き方改革に資する計画的な業務発注と適切な工期設定・工程管理  
及び繰越制度等の活用による平準化を推進する
9. より一層の生産性の向上と技術サービス業としての魅力の向上に資する受  
発注者双方のDX等の推進、及びその環境整備促進に向けた、諸経費率、並  
びに低入札価格調査基準価格の見直しを図る
10. 将来の持続的な担い手の確保と、技術の高度化多様化等に対応するため、  
業務の履行に必要となる技術者資格制度の柔軟な見直しを図る

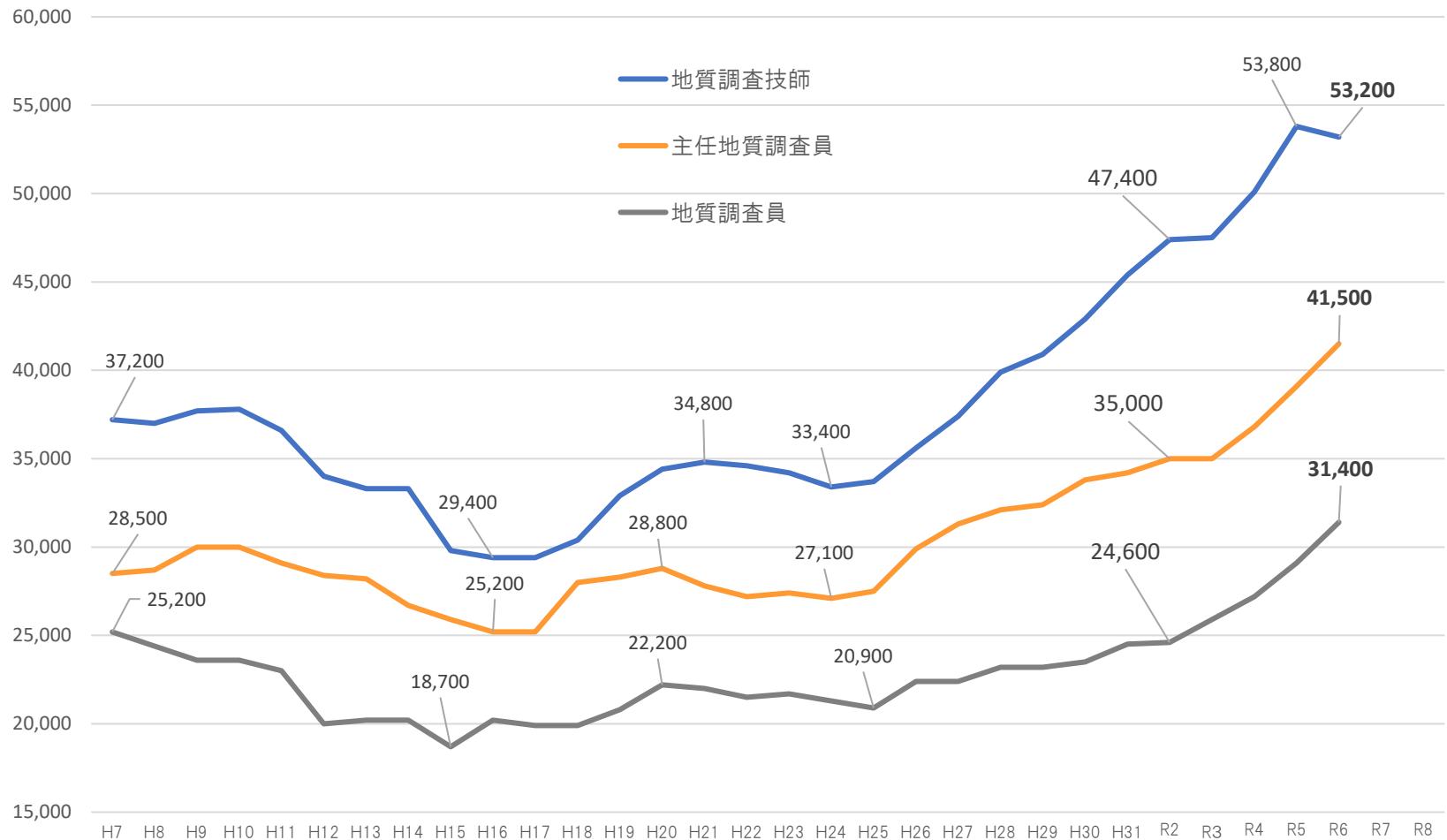
以上

## 設計業務等技術者単価の推移





## 設計業務委託等技術者単価（地質調査業務）の推移



2025 年（令和 7 年）1 月吉日

公共工事品質確保に関する議員連盟

幹事長 佐藤信秋様

コンサルティングエンジニアの社会的・  
経済的地位の向上を目指すための要望

コンサルティングエンジニア連盟

会長 村田 和夫

## 令和 7 年度・予算編成にあたっての コンサルティングエンジニア連盟からの要望

コンサルティングエンジニア連盟は、平成 13 年に設立以来、「気候変動によって益々自然災害が激甚化・頻発化する我が国において国民の安心・安全を守り、国土の持続的発展、更に国際的地位向上のために、継続的な社会資本整備は不可欠である」との認識のもと、社会資本の整備推進と維持管理、さらにこれを担うコンサルティングエンジニアの社会的・経済的地位の向上を目指し、建設コンサルタント協会と連携して活動する政治団体です。会員は建設コンサルタントに属する個人会員で構成し、お陰様で連盟への理解が高まり、令和 6 年 12 月末現在、3,166 名の会員を擁し、会員が所属する会社は 277 社（社員数約 58,000 人）に達しています。

令和 6 年は、2 月に設計業務委託等技術者単価が 12 年連続、かつ大幅アップしていたこと、及び、「防災、減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」の後継となる実施中期計画が令和 5 年に法定化され、施策の継続が確保されたことに感謝申し上げますとともにご尽力に御礼申し上げます。

令和 7 年は、以下の事項について要望しますので、その実現に向けてご支援、ご協力をお願い致します。

### ◆令和 7 年度・予算編成にあたっての要望

1. 当初予算の確実な拡大…大地震や豪雨災害などを含めて激甚化・頻発化する災害および社会インフラ老朽化に対し、防災・減災、インフラ整備、国土強靭化実施中期計画の策定と推進、公共事業の当初予算の増大
2. 建設コンサルタントの職業的魅力アップ（新 4 K 推進、業務集中分散）
3. 設計業務委託等技術者単価の 13 年連続引き上げ
4. 受発注者の新たな働き方改革への継続支援、デジタル化、DX 環境の整備、オンライン・テレワーク化の整備推進支援
5. 新技術の導入・整備・活用に伴う低入札調査基準価格の更なる上昇
6. 建設コンサルタント業界の存在・取り組みに対する国民の理解増進

### ◆地域からの具体的な要望

1. 低入札価格調査基準価格の工事並みアップ
2. 総合評価落札方式における賃上げ加点措置の撤廃
3. 自治体からの業務発注条件に建設登録資格の明文化
4. 更なる工期の平準化と働き方改革（ウイークリースタンス）の推進
5. 地元中小企業でも BIM/CIM 本格導入が可能なシステムの構築
6. 価格競争中心の地方自治体の入札制度改革（技術力による選定の推進）

以上

# 道路整備に関する要望

令和 7 年 1 月 31 日

一般社団法人 日本道路建設業協会

## 道路整備に関する要望

日本道路建設業協会は昭和20年の創設以来、我が国社会・経済を支える道路の整備・維持管理の一翼を担ってきました。

当協会としては、我が国道路インフラの整備を促進し、適切に維持・管理するとともに、地震や豪雨等による災害時の被災地域の復旧・復興を迅速に進めるため、最善の努力を果たす所存です。

以下の要望について特段のご配慮をお願いします。

### 1. 道路関係予算の長期安定的な確保

我が国は、高度成長期に造られた社会インフラの高齢化・老朽化に伴う大改修時代を迎えており、今後の道路整備、維持管理・更新を着実に進めるためにも、予算が安定的かつ持続的に確保されることが必要不可欠です。

引き続き「防災・減災、国土強靭化」の推進等が図られるよう「見える」中長期計画である「国土強靭化実施中期計画」が早期に策定され、物価高騰の影響等も加味した「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」以上の必要十分な予算規模と事業量が確保されるようお願いします。

日本道路建設業協会加盟各社の計画的な人材確保、設備投資、技術開発を着実に進めるためにも、投資規模のわかるような中長期計画の継続的な策定と、着実な実施をお願いします。

## 2. 働き方改革・扱い手確保

道路建設業界では厳しい労働環境のもとで仕事をしており、「扱い手確保」が大きな課題となっております。

また、2024年度からの時間外労働の上限規制適用や、賃上げへの取組みなど課題も山積しております。

今後、働き方改革・扱い手確保を進めるにあたり、労働環境および処遇の改善のため、以下の事項についてご配慮をお願いします。

- (1) 昨年11月の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において掲げられた「現在・将来の賃金・所得を増やす」や、週休二日の推進を図りながらの扱い手確保のためにも、公共工事設計労務単価の継続的な引き上げをお願いします。
- (2) 舗装工事以外も含めたプロジェクト全体のマネジメントの徹底や余裕のある工期設定などによる適正な工期設定と、単年度予算の弊害是正等による施工時期の平準化をお願いします。
- (3) 民間発注者に対しても、適正な工期設定や週休二日の推進など、時間外労働上限規制適用に伴う働き方改革への理解を促すご支援をお願いします。

### 3. 物価高騰対策について

アスファルト合材への適切な価格転嫁については、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）」や関連通達等を踏まえ、当協会としても取り組みを進めております。

引き続き、適正価格による取引実現と、工事請負価格へのすみやかな反映に向け、ご支援をよろしくお願ひします。

- (1) 民間発注者に対しても、今般施行された建設業法に基づく新たな価格転嫁円滑化ルールに則り協議を行うこと等について、理解を促すようご指導をお願いします。
- (2) アスファルト合材への適切な価格転嫁については、環境整備等のご支援により進みつつありますが、まだ不十分な状況であり、引き続きご支援をお願いします。

令和7年1月31日

一般社団法人 日本道路建設業協会

会長 西田 義則

公共工事品質確保に関する議員連盟 御中

公共工事品質確保及び  
防災・減災、国土強靭化対策等の推進  
に関する要望書

令和7年1月31日

一般社団法人 日本橋梁建設協会

# 要望事項

一般社団法人 日本橋梁建設協会は、社会資本の根幹をなす橋梁の建設や維持管理等を通じて地域経済発展に貢献する立場から、下記の事項について要望します。

特段のご理解、ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 1 公共事業予算の早期成立と確実な執行

- ① 令和6年度補正予算の確実な執行
- ② 令和7年度公共事業関係当初予算の早期成立と確実な執行

なお、当協会の会員各社においては継続的に生産性の向上に取り組んでおり、橋梁の生産能力には十分な余裕があります。

## 2 公共工事等における品質確保の推進

### 1) 建設産業の担い手確保・育成

- ① 労務賃金の継続的な引き上げと原則週休2日に対応する賃金体系への改善及び労務費、法定福利費を含めた賃金が適切に支払われるよう発注者と受注者等と取り組みの推進
- ② 時間外労働時間の上限規制に適用した工期の確保と労働時間の削減を図る書類作成時間の削減など手続等の効率化の推進
- ③ 見積価格の積極的活用、資材費等高騰に対する積算価格への迅速な反映及び契約締結後に変動した場合における適切な請負代金の変更
- ④ 経済性のみならず、災害復旧や継続的なメンテナンスを見据えた多様な橋梁形式に携わる人材の育成と技術継承を含めた発注計画の作成

- ⑤ 施工体制の確保や人材育成に資するため、工事の内容や進捗に応じた監理技術者等の柔軟な交代を可能とするとともに、途中交代した技術者の実績等を適切に評価できる制度等の構築
- ⑥ 不調不落を防止し適切な施工体制を確保するため、参加者確認公募型随意契約方式、複数工事群の参加希望者の意思を確認し指名競争入札する方式(フレームワーク方式)、一括審査方式(複数工事の受注を認めない方式を含む)などの適用拡大
- ⑦ 品確法に基づく5～10年に亘る発注見通しの詳細公表と施工時期の平準化
- ⑧ 国及び地方公共団体等の発注機関において必要な知識や技術を有する職員の確保と育成を含む体制の充実・強化

## 2) 生産性の向上を図る技術開発の推進及び新技术の活用

- ① VFMの観点を踏まえ工期、安全性、生産性、脱炭素化その他の価格以外の要素を含め 総合的に価値の最も高い新技術、資材、機械、工法等が活用と必要な費用の予定価格への適正な反映
- ② 公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」等の活用による民間事業者等の連携促進
- ③ デジタルトランスフォーメーション(DX)推進のための調査・設計から工事、維持管理を一気通貫する各種データの引継ぎ・連携の強化・拡充、BIM／CIMの普及、ICT等の情報通信・デジタル技術の活用及び、これらを含めた新技術開発・活用に必要な技術開発予算の確保
- ④ 公共工事等の品質等に関する技術研究開発費の持続的な確保及び民間投資拡大に資する施策の推進並びに研究機関の機能強化

### 3) 現場安全対策の推進

- ① 足場等施工機材など建設現場の安全性確保費用の確保
- ② 間接工事費(現場管理費、共通仮設費、工場管理費、間接労務費)の引き上げ
- ③ 原則昼間で工事現場作業を可能となる様、地域住民等への理解増進を図るなどの環境づくり

### 4) 国民の関心および理解の増進

- ① 国及び地方公共団体が建設産業団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動に関する国民一般の関心と理解を深めるための広報活動と啓発活動等の推進

### **3 防災・減災、国土強靭化5か年加速化対策の推進と次期加速度対策における大幅な事業費の確保**

- ① 災害に強い高速道路ネットワークの早期完成、ミッシングリンクの解消及び災害の多発化・激甚化に備えるダブルネットワーク整備の推進
- ② 暫定2車線供用区間の4車線(以上)化プロジェクトの推進
- ③ 橋梁老朽化対策の推進と橋梁保全事業の採算性確保
- ④ 大規模災害時に備えて河川内の橋脚を少なくするピアレス長支間化など橋梁流出防止対策の実施
- ⑤ 崩れなど災害の危険性のある箇所を予め避けた橋梁によるオフセット化などの予防保全対策や迂回路の整備等によるリダンダントの確保
- ⑥ 國土強靭化基本法に基づく國土強靭化実施中期計画の早期策定と大幅な事業費の確保

⑦ 災害復旧時におけるピアレス長支間化、オフセット化など、現状復旧に限らない改良復旧による繰り返し災害の防止

#### 4 持続的な大規模プロジェクト等の発掘、推進

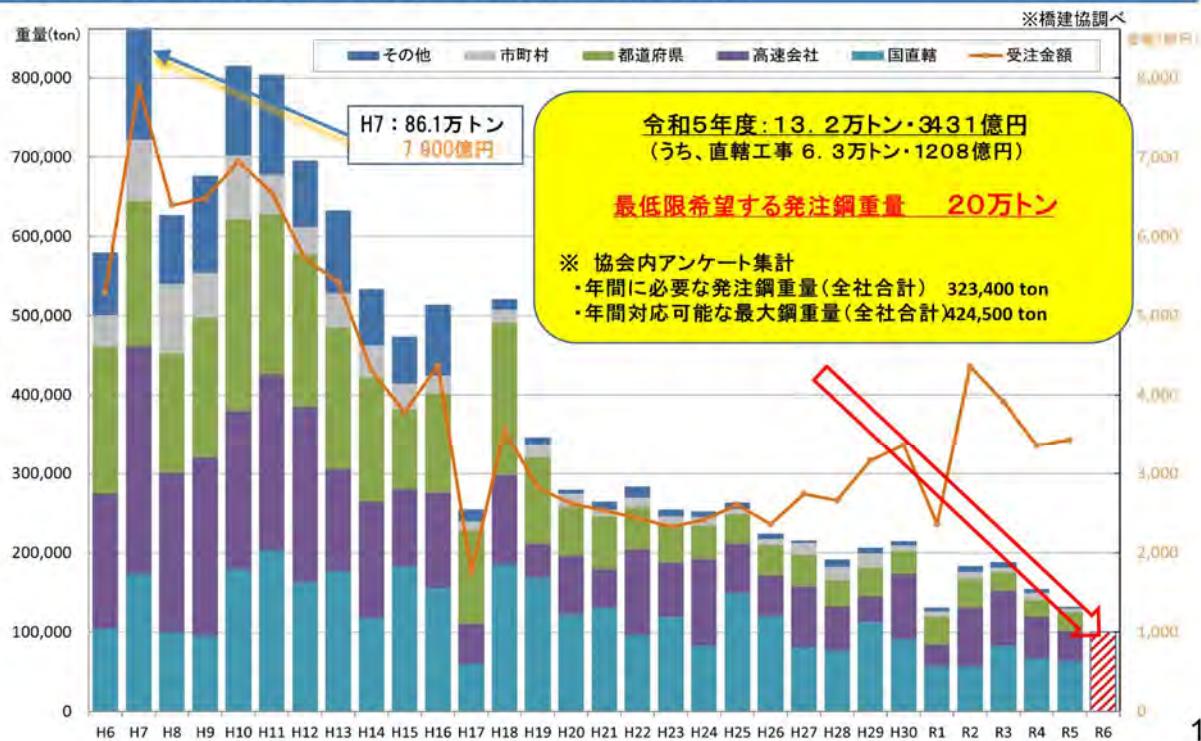
- ① 革新的技術力と国際競争力向上に資する大規模プロジェクトの推進  
(大阪湾岸道路西伸部、下関北九州道路に次ぐ大規模プロジェクト形成の推進)
- ② 交通渋滞を軽減することによるCO<sub>2</sub>の削減、脱炭素化に資する立体交差(アクロス橋梁)事業の推進と、CO<sub>2</sub>排出量の削減に有効な最新技術の積極的な導入推進

## <参考資料>

### ○国内鋼道路橋 発注先別受注量と受注金額推移

日本橋梁建設協会  
Japan Bridge Association Inc.

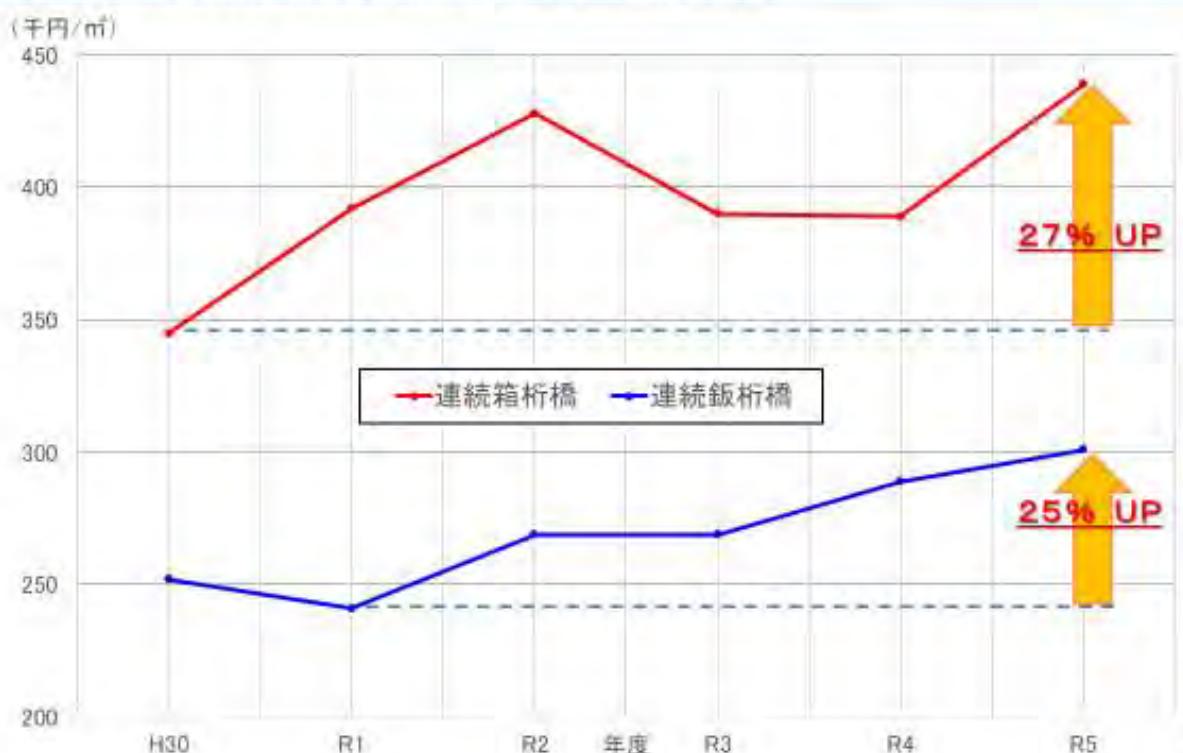
令和6年度補正予算の確実な執行  
令和7年度公共事業関係当初予算の早期成立と確実な執行



### ○国内鋼道路橋 m<sup>2</sup>単価の推移

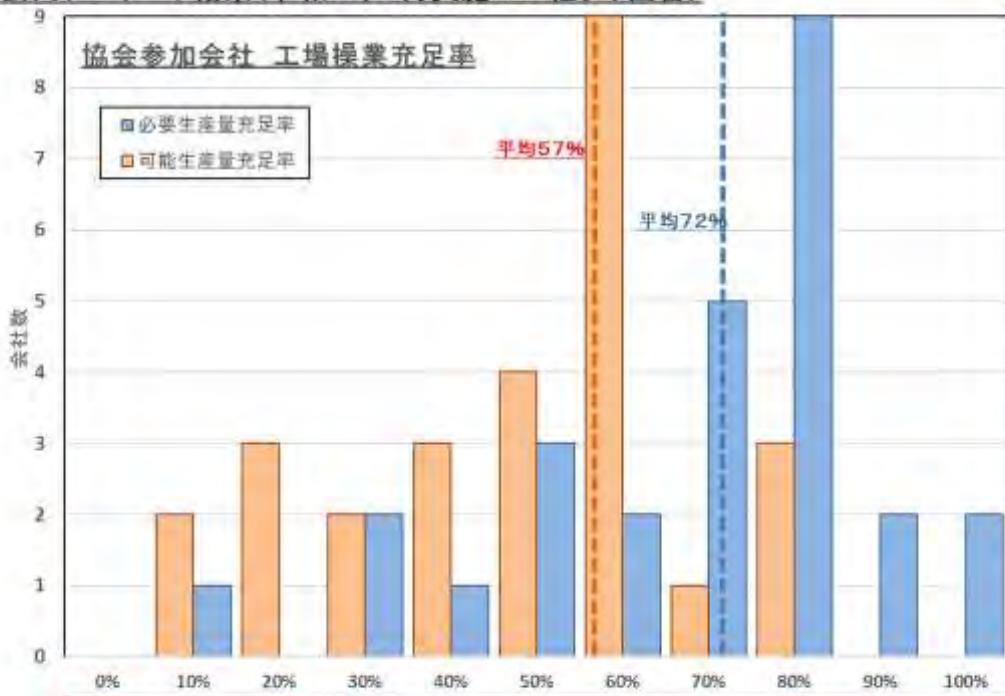
日本橋梁建設協会  
Japan Bridge Association Inc.

▽労務単価の引上げや資材の高騰などにより、鋼橋事業のコストは約5年間で2~3割アップ  
▽物価上昇分を反映した予算編成により担い手の確保を実現



## ○工場操業度の状況

### ○協会内アンケート結果(令和6年9月実施:27社より回答)



会員企業の約半数は最低限必要な生産量の7割程度、可能生産量の半分しか満たしていない  
⇒ このままでは生産施設の維持が難しく、企業経営にも支障

3

### ○ピアレス長支間化による橋梁流出防止対策の例(応急復旧)

大規模災害時に備えて河川内の橋脚を少なくするピアレス長支間化など橋梁流出防止対策の実施

きせがわおおはし

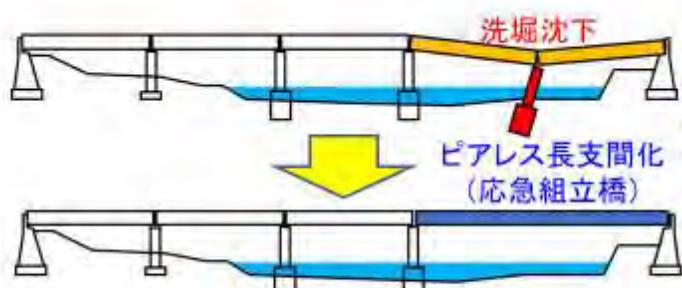
黄瀬川大橋（黄瀬川 静岡県）

被災前：鋼連続板桁橋

被災(令和3年7月豪雨)

脚洗堀沈下、桁屈曲

黄瀬川大橋被災(2021/7/3)



<形式選定の理由>

- ・洗堀沈下した橋脚は早期の補修、取替は困難
- ・橋げたの架設であれば早期に河川区域で出来るだけ工事を行わずに復旧し、交通確保が可能



4

## ○ピアレス長支間化による橋梁流出防止対策の例(本復旧)

大規模災害時に備えて河川内の橋脚を少なくするピアレス長支間化など  
橋梁流出防止対策の実施

こうのせばしくまがわ

**神瀬橋 (球磨川 熊本県)**

※国土交通省による代行整備

**被災前:コンクリート橋+  
鋼鉄桁橋**

**被災(令和2年7月豪雨)  
脚転倒、桁落下**



**本復旧形式 鋼ローゼ橋**

<形式選定の理由>

- ・河川内に橋脚設置が難しい
- ・安全な桁下高の確保
- ・施工期間が短いなど

球磨川懸垂  
復旧技術検討会  
検討資料より



5

## ○オフセット化による予防保全型の整備例

崖崩れなど災害の危険性のある箇所を予め避けた橋梁によるオフセット化などの予防保全対策や迂回路の整備等によるリダンダンシーの確保

たちかわはし

**立川橋 (高知自動車道)  
(西日本高速道路株)**

- ・下り線が崖崩れにより通行不能、復旧には長期間かかる恐れ
- ・斜面から離隔のあった上り線は大きな被災はなかった
- ・6日後上り線は通行止め解除(対面通行)
- ・完全復旧まで約2年

※国土交通省四国地方整備局資料より引用

【災害発生時】



【災害復旧後】



【能登海岸陸起部の利用】

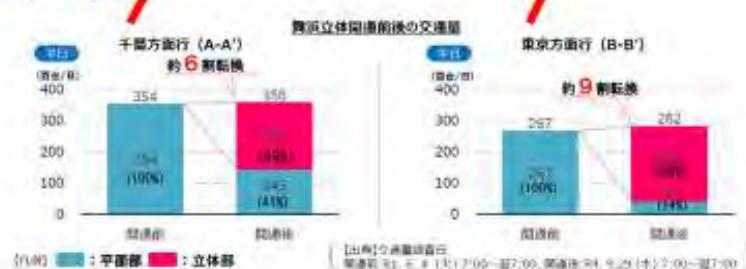
海岸から離隔のある位置に盛土では無く橋梁形式とすれば、津波対策にも効果(早期の交通確保)を發揮

6

### ○立体交差(アクロス橋梁)の推進

交通渋滞を軽減することによるCO<sub>2</sub>の削減、脱炭素化に資する立体交差（アクロス橋梁）事業の推進

・国道357号舞浜立体(国土交通省関東地整局)



公共工事品質確保に関する議員連盟 御中

## 要 望 書

令和 7 年 1 月 31 日

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

私たち建設業界は、激甚化する気象災害や切迫する南海トラフ等の大規模地震に備え国土強靭化に対する体制を維持しつつ、少子高齢化による担い手の減少や働き方改革、社会構造の変化に伴う生産性の向上、さらには脱炭素社会への対応など、取り組むべき課題を多く抱えております。

そうした中、資材価格を含めた物価高騰の環境下において、「防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」及びそれに続き策定される「国土強靭化実施中期計画」を着実に進め、更に継続して行くためには、建設産業の更なる環境整備が不可欠となっています。つきましては下記の通り要望します。

## 記

1. 技能労働者の待遇改善(労務単価・技術者単価)について  
公共工事の持続的な品質確保のためには、将来の担い手確保が重要な課題となっております。

建設業を「新4K」を実現した魅力ある産業とし、担い手確保の観点から、公共工事設計労務単価・技術者単価の継続的な引き上げをお願いいたします。

## 2. 公共工事の円滑な発注と施工体制の確保について

防災・減災、国土強靭化を着実に進めて行くためには、公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

国土交通省をはじめ、公共工事の発注者に於かれましては、適切な予定価格や工期の設定、配置技術者・技能者の効率的な活用やダンピング排除に向けた対策など、円滑な施工に関する措置が着実に実施されますよう、より一層のご支援をお願いいたします。

以上

2025年1月31日

公共工事品質確保に関する議員連盟

会長 根本 匠 殿

全国建設労働組合総連合（全建総連）

中央執行委員長 鈴木 貴雄

## 建設従事者の処遇改善に関する要望書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第三次・担い手3法の成立、公共工事設計労務単価の引き上げ、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進、労務費等の適正な価格転嫁、働き方改革に関する施策など、建設技能者の賃金引き上げ、処遇改善に向けた施策推進の取り組みに感謝を申し上げます。一方で物価上昇等により、現場従事者の賃金・雇用環境や下請事業者の契約・取引環境は厳しい状況に置かれています。

以下の項目につきまして、要望いたします。

### 担い手確保・育成のため、建設従事者全体の賃金引き上げ施策、適正な労務費等の確保、働き方改革の推進等を講ずること

1. 2025年の公共工事設計労務単価について、物価上昇、実質賃金の低下、働き方改革対応等を考慮した政策的な引き上げを行い、民間発注工事においても設計労務単価水準以上の賃金・単価が反映されるよう、具体策を講ずること。
2. 地域建設業者・現場従事者が、防災・減災において、重要な役割を果たしていること等を踏まえ、雇用の安定、担い手確保・育成等が図れるよう、改正入契法・品確法に基づいた公共発注者としての責務が果たされる具体策を講ずること。第三次・担い手3法の実効性を図るため、国・地方公共団体等において、入札・契約制度の改善、調達指針の策定等、具体策を講ずること。
3. 公共発注工事において、資材価格高騰等に伴う労務費へのしづ寄せ防止として、請負代金等の変更方法の契約書への記載、発注者・元請、元請・下請間での適正な価格転嫁、スライド条項の適用・協議等を行い、最終下請まで物価上昇を上回る現場従事者の賃上げが図られるよう、具体策を講ずること。
4. 国・地方公共団体等による、現場従事者への賃金支払い状況、労働時間・休日等の調査を実施し、継続した実態把握・結果公表を行い、必要な対策・措置を講ずること。
5. 国土交通省が公表した「CCUS レベル別年収」、「CCUS の利用拡大に向けた3カ年計画」等の具体化を図り、就業履歴蓄積の環境整備、レベル判定の推進、入札・契約制度等における評価・加点等、CCUS の普及と適正運営により、全ての建設現場で建設技能者の資格と経験に相応しい労働環境の整備、処遇改善に向けた施策を講ずること。
6. 能登半島地震・豪雨関連の復旧・復興工事について、現場従事者の安全対策の徹底、適正な就労環境の確保等が図られるようにすること。

以上

2025年1月31日

公共工事品質確保に関する議員連盟

幹事長 佐藤 信秋 様

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 梶山 龍誠

## 要 望 書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はビルメンテナンス業界に関して、格別の指導と支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり要望を申し上げますので、よろしく取り計らいのほど、お願い申し上げます。

謹白

記

1. 平成26年に品確法が改正され、その基本理念の一つとして「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない」とされたこと等を踏まえ、厚生労働省は平成27年に「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」を発出し、その後も品確法の改正等に合わせてガイドラインの改正が行われています。

このように、同ガイドラインは品確法の基本理念の実現のため相互関係にありますが、品確法においては同ガイドラインに関する言及がありません。そこで『「発注関係事務の運用に関する指針」の骨子』の「1-4 工事完成後（公共工事の目的物の適切な維持管理）」のなかに、『○公共工事の目的物の維持管理の発注にあたっては、厚生労働省「ビルメンテナンス業務に係る発注関連事務の運用に関するガイドライン」に示された事項を徹底し、目的物の適切な維持管理に努めなければならない』旨の記載をいただきますよう、お願いします。

2. 建築保全業務労務単価を、公共工事設計労務単価と同程度まで引き上げていただくようお願いします。特に「清掃員C」と「軽作業員」の格差は埋めていただきたくお願いします。

(一例) 東京都における労務単価の格差

(単位:円)

|            | 清掃員A   | 清掃員B   | 清掃員C   |
|------------|--------|--------|--------|
|            | 特殊作業員  | 普通作業員  | 軽作業員   |
| 建築保全業務労務単価 | 19,900 | 15,800 | 14,500 |
| 公共工事設計労務単価 | 28,300 | 25,400 | 17,600 |
| (格差額)      | 8,400  | 9,600  | 3,100  |

<参考>

|      |   |
|------|---|
| 軽作業員 | 人力による軽易な作業を行う者。具体的には、軽易な清掃または後片付け、公園等における草むしり、軽易な散水等。 |
| 清掃員C | 指導者の指示に従って建築物の清掃作業を行う能力を持つ者                           |

以上